

サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）

＜中小企業対策強化ワーキング・グループ 会議規則＞

1. 中小企業対策強化ワーキング・グループ（以下、「WG」という。）の委員の任期は原則として1年とする。ただし、再任することができる。
2. WGの委員は自らの任期中においては、座長が承認した場合のみ、他の者に委員の職を譲ることができる。ただし、新たに任命される委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. WGは、原則として非公開とする。
4. WGの議事要旨については、終了後速やかに事務局が作成する。
5. WGの資料並びに議事要旨その他の関係資料（以下「WG資料等」という。）については、原則として、コンソーシアムの会員及びオブザーバーに限り共有する。
6. 3. 及び5. の規定にかかわらず、個別の事情に応じて、WGの運営方法、WG資料等の取扱いその他の事項についての判断は、座長に一任するものとする。
7. 座長は、必要があると認めるときは、WGに委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
8. 座長は、規約第8条第2項に規定するオブザーバーのWGへの出席を認めることができる。
9. 座長は、上記のほか、WGの運営に必要な事項を定める。
10. 本規則は、WGの決議により改正することができる。

以上